

特別支援教育

1 国における特別支援教育の充実

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障がいのある子どもも含めて、障がいにより特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものである。

高等学校においては、小・中学校から発達障がいのある生徒などが進学している状況を踏まえ、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。そのため、小・中学校で特別支援教育を受けてきた児童生徒の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校における障がいに配慮した適切な指導につなげることが重要である。

全ての教師には、障がいの特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画、個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。加えて、障がいのある人や子どもとの触れ合いを通して、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいにより起因するものだけでなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がいによる学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考えていくような経験や態度の育成が求められる。また、こうした経験や態度を、多様な教育的ニーズのある子どもがいることを前提とした学級経営・授業づくりに生かしていくことが必要である。

2 本道の後期中等教育における特別支援教育の現状

(1) 令和4年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の調査結果（道教委）

令和4年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、全ての学年において、近年、横ばい傾向である。

また、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校の割合も、若干減少しているものの、横ばい傾向といえる。

調査対象学年	学校数*1（割合*2）			人数（割合*3）		
	R4	R3	R2	R4	R3	R2
第1学年	94校 (42.2%)	95校 (42.6%)	100校 (44.6%)	275人 (1.2%)	310人 (1.3%)	363人 (1.4%)
第2・3・4学年	122校 (54.7%)	128校 (57.1%)	129校 (56.8%)	555人 (1.1%)	580人 (1.1%)	565人 (1.1%)

*1：全日制、定時制それぞれを1校とカウントしている。

*2：全日制の第1学年は191校、第2・3学年は195校、定時制は32校を分母としている。

*3：人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2) 令和3年度「特別支援教育体制整備に関する調査」の結果（道教委）

【通常の学級における要支援者の状況】

質問事項	回 答	割合*
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある。	47.4%
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある。	12.1%
個別の指導計画及び教育支援計画の作成・活用状況	個別の指導計画を作成している。	80.6%
	個別の教育支援計画を作成している。	57.1%
	個別の指導計画又は個別の教育支援計画への合理的配慮の提供内容について明記している。	100%
	個別の教育支援計画の作成に当たって、他機関と情報共有をしている。	100%

* 各学校の校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

3 道教委における特別な支援を必要とする生徒への支援

(1) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

道教委では、高等学校における特別支援教育の充実を図るため、発達障がいを含む障がいのある教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する道立高等学校に特別支援教育支援員を配置している。今年度は12校を配置校として指定した。

(2) 特別支援教育スーパーバイザー等（S V、P T）の派遣

道教委は、特別な教育的支援を必要とする生徒が在籍する学校に、各教育局に配置している特別支援教育スーパーバイザー（S V）、又は「特別支援教育パートナー・ティーチャー（P T）派遣事業」により特別支援学校の教員を次のとおり派遣している。

ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等についての助言、個別の指導計画の作成についての校内研修会等の実施などを行っている。

イ 派遣状況

令和3年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する学校144校のうち、130校（新型コロナウイルス感染症の影響により派遣できなかった学校に対しては、電話等で支援）に、延べ217回の派遣を行った。今年度は、139校へ派遣する予定である。

	派遣対象 学校数	派遣学校数		
		全体	全日制	定時制
令和2年度	142校	111校	100校(13校)	11校(6校)
令和3年度	144校	130校	110校(7校)	20校(1校)
令和4年度	139校			

※（ ）内の学校数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、派遣に替えて電話等による指導・助言を実施した学校数

(3) 病気療養中等の生徒に対する教育保障体制の構築

道教委では、高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する教育の機会を確保するため、令和2年度から文部科学省の委託事業により、病気療養中等の生徒に対し、ICT機器の貸出等の支援を行っている。

CHECK

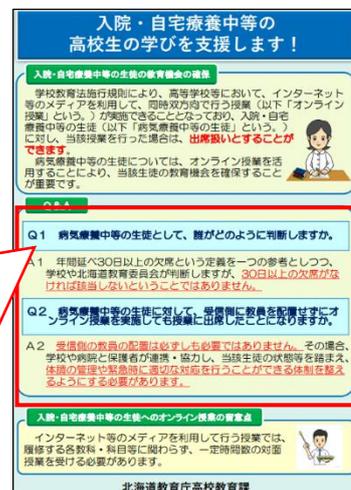
学校教育法施行規則により、高等学校等において、インターネット等のメディアを利用して、同時双方向で行う授業が実施できることとなっており、病気療養中等の生徒に対し、当該授業を行った場合は、出席扱いとすることができます。なお、実施に当たっては一定の要件等がありますので、道教委ウェブページ等を確認する必要があります。

Q1 病気療養中等の生徒として、誰がどのように判断しますか。

A1 年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、学校や北海道教育委員会が判断しますが、30日以上欠席がなければ該当しないということではありません。

Q2 病気療養中等の生徒に対して、受信側に教員を配置せずにオンライン授業を実施しても授業に出席したことになりますか。

A2 受信側の教員の配置は必ずしも必要ではありません。その場合、学校や病院と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにする必要があります。



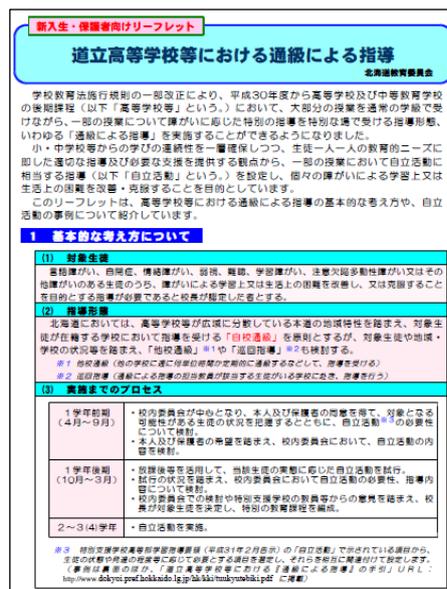
道教委作成のリーフレット

4 高等学校における「通級による指導」

高等学校に在籍している障がいのある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障がいの状況に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態である通級による指導は、学校教育法施行規則の改正により平成30年4月から実施できることとなっている。

通級による指導は、障がいによる学習上や生活上の困難をもつ生徒に対し、その改善・克服を目的に、特別の教育課程を編成して個別の指導を行うものであり、障がいに応じたきめ細かな指導・支援が可能になること、自立や社会参加を図るために必要な能力の育成や、通常の学級における授業の理解促進などにつながることを期待されている。

道教委では、新入生や保護者が通級による指導について理解を深めることができるようリーフレット（右）を各高等学校に配付するとともに、高校教育課のウェブページに掲載している。各高等学校においては、制度に対する理解を一層深め、通級による指導を必要とする生徒に対して適切に対応することが求められる。



新入生・保護者向けリーフレット

5 高等学校における実践例

(1) A校における自立活動（通級による指導）の内容の決定と評価の実際

ア 指導の流れ

A校における通級による指導（自校通級）のプロセスは、次のとおりである。

1年次	4月～	通級による指導や合理的配慮についての生徒や保護者との希望確認、生徒の実態把握、校内体制整備、合理的配慮の実施
2年次	4月～	通級による指導の開始、個別の教育支援計画及び個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の策定
	5月～	上記の内容を本人、保護者、担任などへ提案
	学期ごと	個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の評価、改善
	年度末	個別の教育支援計画、個別の指導計画、指導要録の評価、単位認定
3年次	4月～	2年次に同じ

イ 生徒の実態把握（アセスメント）

実態把握を行う際は、諸検査、生徒の行動観察、面接、保護者や医療、福祉などの関係者との面談などを通じた情報収集を根拠とすることが考えられる。得られた情報をもとに、障がいや特性の状況、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画、自立活動の指導項目と内容の評価、改善を行う。A校では、W A I S－IVやD N－C A Sなどの諸検査を実施し、本人や保護者に結果等を説明し、指導内容、支援の方針などを決定する際の根拠としている。

ウ 個別の教育支援計画の策定、支援と評価

個別の教育支援計画は、生徒の実態把握に基づき、関係機関と連携を図り、長期的な視点に立った支援を行うために作成する。計画には、本人の状況や願い、将来像を踏まえ、支援の目標を評価時期とともに設定する。評価内容を複数の関係者と共有することで、生徒が学習した成果を日常生活や進学先や就労先等で発揮できるようにする。

< 個別の教育支援計画の例（一部） >

支援の長期目標	自己理解を深め、進路の自己実現ができる。		
長期目標の設定理由	進路に対して具体的な自分の考えを持っている。学校生活全体や、通級による指導で学習したことを発揮して、進路実現を図りたい希望がある。以上の理由からこのような長期目標を設定した。（令和〇年〇月設定）		
評価・課題	学校の教育活動全体を通じて、自己の特性の傾向を理解できた。周囲の助言などを参考に、自分にふさわしいと考えた就労先を決定し、進路実現ができた。就労に当たり、ふさわしい機関と連携を深めることが今後の課題である。（令和〇年〇月評価）		
支援の短期目標	必要な支援内容	関係機関・支援者（連絡先）	評価・課題
課題解決には、適切な計画の立案と方略の選択や修正、状況への様々な注意が必要であることなどを理解し、課題を遂行できる。	通級による指導	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道A高等学校 ・学級担任 ○○ ○○ ・通級による指導の担当 △△ △△ 	<p>在学期間などの長期的な視点の目標を、生徒の実態を考慮して設定し、時期ごとに評価する。</p> <p>長期目標を達成するための短期目標を設定することが多い。複数の短期目標を設定するケースがある。複数の支援者のそれぞれの目標を必要に応じて記載する。</p>

エ 個別の指導計画の策定、指導と評価

個別の指導計画を策定する際は、まず、実態把握から得られた課題を整理し、目標を単元や学期、年度ごとなどに設定する。個別の教育支援計画の短期目標を、そのまま指導計画の目標として設定する場合や、個別の教育支援計画の長期目標を達成するための新たな目標として設定する場合がある。複数の目標を設定する場合は、各目標が相互に関連付けられて達成できるものになっているかという視点をもつ必要がある。次に、通級による指導の中心である特別支援教育の指導領域である自立活動の指導区分と項目を選定する。それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を決定し、個別の指導計画に記載する。

< 個別の指導計画の例 (一部) >

指導・支援の手立てやねらい、内容や配慮事項などを具体的かつ簡潔に記述する。

長期目標 (個別の教育支援計画)	自己理解を深め、進路の自己実現ができる。
今年度の短期目標	指導の手立て・配慮事項
課題解決には、適切な計画の立案と方略の選択や修正、状況への様々な注意が必要であることなどを理解し、課題を遂行できる。 (令和〇年〇月設定)	<ul style="list-style-type: none"> 本人の興味・関心に応じたプログラミングや、製品の設計・製作などを課題とする。 課題の遂行に向けた方略や、困難が生じたときの対応方法について、本人が気付きやすいよう、情報の視覚化など特性状況を踏まえ、構造化して明示する。 課題解決の成功体験を通じ、解決には適切な取組方法があることを知り、自身の特性をも理解することで、実行に当たっての機能の向上や改善を図る。また、生活や学習に円滑に適応できるようにする。

< 自立活動の指導区分と項目をもとにした、指導内容の決定と評価の例 >

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
(3) 身体各部の状態の理解と養護 (4) 健康状態の維持・改善	(2) 状況の理解と変化への対応 (3) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	(2) 他者の意図や感情の理解 (3) 自己の理解と行動の調整	(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	(4) コミュニケーション手段の選択と活用 (5) 状況に応じたコミュニケーション
指導内容	課題解決のために、本人が理解しやすい方法で、適切な計画を立案させる。 課題を遂行する中で誤りが生じたときは、対応の方略を明確に把握させ、見通しをもたせることで、円滑な修正を促す。	課題解決の成功体験を積み重ねることで、解決には適切な取組方法があることを理解させたり、自己肯定感や達成感をもたせたりする。 学習したことを発揮することで、学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲をもたせる。	姿勢制御などを目的とした身体の協調運動などを通じ、自身の身体の状態を理解させることで、環境と自身の関わり方に気付かせる。		
指導場面	課題の計画中、遂行時	課題の遂行後、学校生活全体	課題に取り組む前後		
評価	課題の計画中に、本人が理解しやすいよう、目的や方略などを視覚化することで把握させた。課題遂行の注意点や適切な手順に気付き、遂行することができた。	課題を振り返り、成功した理由や、誤りを修正した理由などを周囲に伝わるよう言語化することができた。	ボディイメージの把握や、バランスの向上をねらいとした簡単な運動に取り組ませた。得意、不得意な運動の方向など、自身の運動の傾向を理解することができた。		
【短期目標の評価と次年度への引継ぎ】					
課題の遂行に困難が生じたとき、周囲の助言などを参考に、他の方略を試行するなどして柔軟に対応できた。また、課題の取組方法について振り返ることで、自身の思考や行動の傾向を理解し、日常生活や学習場面の様々な状況への適応方法について、理解することができた。(令和〇年〇月評価)					

指導内容の評価同様に、手立てと指導内容、変容の様子と今後の課題などを具体的かつ簡潔に記述する。設定した期間の中での目標の達成が難しいケースでは、引き続き同じ目標を設定する場合がある。しかし、指導や支援の経過によっては、目標そのものを見直し、再設定が必要なケースもある。

オ 指導例と単位認定

自立活動の指導では、学習上又は生活上において、適応の困難さを示している事象そのものを直接指導するだけでなく、生徒の認知特性や環境の状況など、困難の原因を多面的に把握して指導や支援をする必要がある。また、自立活動を通じて、生徒が自身の特性の理解を深めたり、環境に円滑に適応する手立てを知ったりすることなどは、探究的な学習に取り組むためにも必要であると考えられる。

A校では、生徒の興味・関心が強いものづくりなどの課題と、簡単な運動などの感覚統合的な活動に取り組ませることを主たる指導内容としている。課題遂行を通じ、状況の捉え方や解決に必要な方略などを多面的に理解し、自己理解を深め、日常生活や学習に円滑に適応できる力を身に付けること(汎化)を大きなねらいとしている。ねらいの達成には、学級担任や教科担任をはじめとする関係職員の連携と、通級による指導のねらいや内容の正しい理解が必要不可欠である。

高等学校における通級による指導については、特別の教育課程を編成することにより、高等学校の教育課程に加え、又はその一部（必履修教科・科目等を除く。）に替えることができる。また、障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができる。A校では教育課程に加える形として単位認定を行い、指導要録には指導計画の内容をもとに評価を記載することとしている。

＜「自立活動（通級による指導）学習指導案（例）」＞

短期目標	課題解決には、適切な計画の立案と方略の選択や修正、状況への様々な注意が必要であることなどを理解し、課題を遂行できる。	
自立活動の項目	1 健康の保持(3)・(4)、2 心理的な安定(2)・(3)、3 人間関係の形成(2)・(3) 4 環境の把握(2)・(5) 身体の動き(1)・(2)、6 コミュニケーション(4)・(5)	
本時の目標	・自分の身体の状況や運動の傾向を理解し、身体の協調を目的とした運動ができる。 ・状況に適したふさわしい方略を選択し、課題（CADを利用したスマートフォンカバーの設計）を遂行できる。	
主な指導内容	・主に平衡感覚機能の改善や向上を目的とした運動（バランスボール）の指導 ・生徒が考えた方略に沿って課題（CADを利用したスマートフォンカバーの設計）を遂行させることで、遂行の時間配分や状況への注意事項などに気付かせ、課題に取り組ませる。 ・課題遂行に困難が生じた場合には、別の方略を選択させたり、方略を修正することで状況に適応できたりする可能性があることに気付かせる。 ・課題を振り返り、遂行には適切な方略や手順などがあることを理解させる。 ・学習したことを通じて、日常生活などに適応しようとする意欲をもたせる。	
展開	学習内容	学習内容の評価や、指導上の留意点
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活を振り返り、成果や課題を教師に伝えることで、自己の特性の傾向を理解する。 ■運動の内容（バランスボール）を視覚的に理解し、取り組む。 ■自身の身体の状況を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活の適応、対応状況や覚醒レベルの評価。 ■取り組む運動について、教師が手本を示し、生徒に観察させることで、内容の理解を促す。 ■身体の状況や運動の傾向の評価。 ■運動を継続することで、自身の認知状況が変化しうる可能性を知らせる。
展開 35分	<ul style="list-style-type: none"> ■設計の進捗状況を確認する。 ■本時の設計に必要な方略を考え、教師にその意図を適切に伝え、助言を受けることで、作業に必要な時間や、状況への注意事項などに気付くことができる。 ■自身で考えた方略を用いて、設計ができる。 ■必要に応じて、他の方略を円滑に選択したり、方略の修正をしたりすることができる。 ■設計を振り返り、課題遂行にふさわしい方略に気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> ■生徒が状況を俯瞰的に把握できているかを評価する。 ■課題の取組を通じて、本人の実行機能や複雑性注意、学習と記憶、言語などの認知状況について把握し、評価する。 ■状況に適した方略を選択しているかを、設計を通じて評価する。 ■課題の解決に困難が生じた場合は、他の方略を選択したり、方略を修正することで適応、対応できる可能性に気付かせる。 ■課題に対してふさわしい方略を選択し、遂行できた場面を振り返らせ、円滑に対応できたかを評価する。
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> ■授業を振り返り、学習した成果を通じて、環境に円滑に適応、対応する意欲をもつ。 ■次回の学習内容や日時の確認と挨拶。 	<ul style="list-style-type: none"> ■次回の学習内容や日時の確認と挨拶。

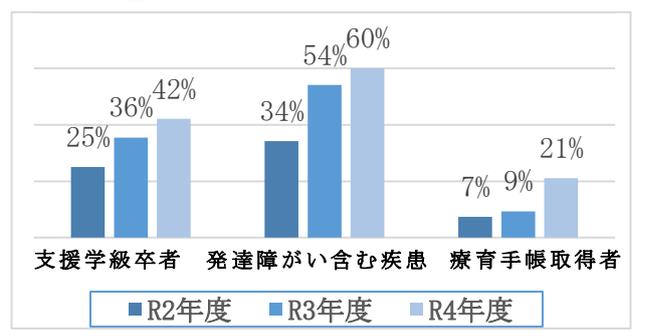
(2) B 高校における通級による指導例

ア 生徒の特性

B 高校では知的障がいや発達障がい、起立性調節障がいなど、様々な課題を抱え医師の診断を受けている生徒が年々増加している。また、中学時に、特別支援学級に在籍していた生徒や不登校傾向であった生徒も多く、学習の補充に加え、社会生活の充実を図る態度の育成も課題となっている。（資料1）

そのため、学校設定科目や通級による指導等、全校生徒の多岐にわたる課題解決に向けた学習の機会を設定している。（資料2）

資料1 過去3年間の特性比較



資料2 学習サポート体制

	個別学習又は小集団	集団学習
1 年 次	<p><授業名> 通級による指導</p> <p><学習時期> 後期より（放課後週1回）</p> <p><学習内容> 一人一人の課題に合わせた、基礎学習の復習やコミュニケーショントレーニング、日常生活に必要な学習（整理整頓など）</p>	<p><授業名> カルチベーション（学校設定科目）</p> <p><学習時期> 通年（1単位）</p> <p><学習内容> ・基礎学習の復習 ・認知シントレーニング ・ソーシャルスキルトレーニング など</p>
2 年 次	<p><授業名> 通級による指導</p> <p><学習時期> 通年（放課後週1回）</p> <p><学習内容> 一人一人の課題に合わせた、コミュニケーショントレーニングや日常生活に必要な学習（公共交通機関利用方法など）、進路学習</p>	
3 年 次	<p><授業名> 通級による指導</p> <p><学習時期> 通年（放課後週1回）</p> <p><学習内容> 一人一人の課題に合わせた、コミュニケーショントレーニングや日常生活に必要な学習（金銭の取扱い方など）、進路学習</p>	<p><授業名> 現代文（選択科目） ～社会生活の充実を図る態度を育てる～</p> <p><学習時期> 通年（2単位）</p> <p><学習内容> 言語活動を通して、人間・社会などについて考察する。</p>

イ 通級による指導のプロセス

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条により言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどのある児童生徒を対象としている。明確な診断がない生徒であっても困り感に気づき、教育的ニーズの有無を慎重に把握しなければならない。B高校では、実態把握に基づき、PDCAサイクルを繰り返しながら生徒の課題に応じた学習展開を進めている。（資料3）

通級による指導では、生徒自身が自己の課題を理解し、改善に向けた探究のプロセスに繰り返し取り組むことで、自立活動がねらいとする「心身の調和的発達の基盤」を培うことができるものと考えられる。

資料3 指導プロセス



<Research: 実態把握>

学習状況や行動の様子、人との関わり方等、教員による観察、教育相談や学習のつまずきアンケート等の自己評価による情報、及び外部機関の協力による各種検査結果等の客観的なデータによる情報収集など→[リンクへ（学習のつまずきアンケート）](#)

<Plan: 指導計画>

実態把握で得た情報や本人・保護者の希望をもとに、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成。日常での指導へ活用のほか、教員や関係機関との情報共有にも活用。→[リンクへ（書式例）](#)

<Do: 授業の実践>

個々のニーズに合わせた授業を通級担当教員と当該生徒の学年の教員で実施。指導計画、授業準備は通級担当教員が行い、指導内容や指導の手立て、評価は担当した教員で協議し、決定する。

<Check: 振り返り、評価>

毎時間、学習の様子を記録し、全教員で情報共有を行う。生徒一人一人の学習記録ファイルを準備、随時全ての教員が確認できる体制を整えている。

<Action: 授業改善>

振り返りや評価内容を踏まえ、学習内容や手立ての見直しをする。

持続可能な支援体制を目指して

ウ 通級による指導の実践例

開始時期は実態把握期間や生徒の状況の変化により多様である。持続可能な支援体制づくりを目指し、複数の職員が指導に関わっている。(資料4)

学習日	対象生徒	学習形態	指導担当者
毎週火曜日	3年生1名	個別	1名
〃	3年生2名	小集団	1名又は2名
毎週木曜日	3年生1名	個別	1名
〃	2年生2名	小集団	1名又は2名

指導の方向性や具体的な手立てを明確にするため、切れ目のない支援を継続的に進めるためなどの目的で、個別の教育支援計画や個別の指導計画(資料5)を作成している。指導内容については、特別支援学校学習指導要領「自立活動」の「内容」に記載されている6区分27項目の中から、一人一人の生徒の実態等に応じて必要な項目を選定している。

資料5 個別の指導計画 記入例

記載日：令和〇年〇月〇〇日

学級	〇年〇組	氏名	〇〇 〇〇〇	担任名	〇〇〇 〇〇
実態 本人が困難を感じている場面など	<p>学習面：進捗にさこちなさはみられるが、日常生活で使用する漢字の読み書きに困難は見られない。また、金銭の理解や高校生活での全体学習の中で特に個別に指示が必要な面は見られない。一方で、体育や実習活動など体を動かす学習場面では、さこちなさから指示された活動を行うことが難しい場面が見られる。</p> <p>行動面：衣服の脱着は一人でできる。洗濯や掃除が苦手な経験も少ない。特に自室の掃除が苦手な机の上だけでなく引き出しの中や布巾の中、クローゼットの中などにゴミをためるくせがある。ゴミの分別方法を学びたいという思いがある。</p> <p>性格：苦手なことや不安なことがあると、活動を停止したり他者を不快にする発言や行動をしたりすることがある。自分から質問や相談をすることはなく、周りを見て行動することが多い。衝動的な面があり、思い通りに行かないことがあると、特定の人物や近くの物などに思いをぶつけてしまうことがある。</p>				
	<p>本人の願い 気持ちのコントロールをつきたい 保護者の願い 不適切な行動や言動を改善してほしい</p>				
長期目標					
短期目標と具体的な手立て	短期目標	具体的な手立て			評価と今後の手立て
					《評価》 月 日
					《今後の手立て》
					《評価》 月 日
					《今後の手立て》
その他					

【記入例】

- ①実態
 - ・教科担当や保護者等のできるだけ多くの情報を収集して記入する。
 - ・子どもの課題だけでなく得意なところにも注目して記入する。
- ②長期目標
 - ・子どものニーズに即した目標を設定する。
 - ・評価可能な目標を設定する。
 - ・自立活動
- ③短期目標
 - ・長期目標を達成するためのステップになる内容を設定する。
 - ・否定的表現ではなく、肯定的表現での記入とする。
- ④その他
 - ・QUの結果や発達検査の結果、その他保護者との面談の中での記録など、特に記録として残しておくべき事項を記載します。

エ 教務内規について

B高校では、今年度、通級による指導における学修の取扱いや特別な配慮が必要な生徒の取扱いについてなど、組織的・継続的な対応ができるよう、教務内規の見直しを進めている。

オ 進路支援

障がいのある生徒については「障害者総合支援法」の対象となり、自治体や事業所が独自に提供するサービスが受けられることもある。

B高校では、進路決定に資するよう、オリジナルの就労支援案内を作成している。進路支援については、生徒や保護者の思いを傾聴し、本人の特性に合った進路選択となるよう、進路指導部、校内特別支援委員会、クラス担任及び外部関係機関が連携して進めている。→[リンクへ\(就労支援案内\)](#)